○経済産業省告示第八十五号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、平成三十年度以降の五年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準を次のように定めたので告示する。

平成三十年四月十七日　　経済産業大臣　世耕　弘成

平成30年度以降の５年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「令」という。）第５条第３号に規定する揮発油の製造をして供給する事業を行うもの（以下「石油精製業者」という。）について、法第５条第１項に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

１．非化石エネルギー源の利用の目標及び実施方法について

⑴　石油精製業者は、非化石エネルギー源の利用の実施方法として揮発油にバイオエタノールを混和して自動車用の燃料として利用するものとし、2018年度から2022年度までの５年間の石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量の総計は、各年度ごとに原油に換算した量で50万キロリットルとする。

⑵　石油精製業者のうち、法第７条第１項の規定により計画を経済産業大臣に提出しなければならないもの（以下「特定石油精製業者」という。）は、次の式のとおり、前々年度における当該特定石油精製業者の揮発油の供給量を前々年度におけるすべての特定石油精製業者の揮発油の供給量の総計で除して得た値に、当年度のバイオエタノールの利用の目標量の総計を乗じて得た量を、当年度において利用することを目標とする。

$$\text{当年度の特定石油精製業者のバイオエタノールの利用の目標量} = \frac{\text{前々年度における当該特定石油精製業者の揮発油の供給量}}{\text{前々年度におけるすべての特定石油精製業者の揮発油の供給量の総計}} \times \text{当年度のバイオエタノールの利用の目標量の総計}$$

⑶　特定石油精製業者は、バイオエタノールの利用の目標量を達成するために以下の手段を採ることができる。

①　２以上の特定石油精製業者がグループ会社である場合、当該グループ会社の中の特定石油精製業者が自らのバイオエタノールの利用の目標量を増加させる際、当該グループ会社の中の他の一の特定石油精製業者は、その増加させた数量に相当する数量を自らの利用の目標量から減少させることができる。

②　特定石油精製業者が他の一の特定石油精製業者（当年度におけるバイオエタノールの利用の目標量を達成できない正当な理由がある者に限る。）との契約に基づいて自らのバイオエタノールの利用の目標量を増加させる場合、当該他の一の特定石油精製業者は、その増加させた数量に相当する数量を自らの利用の目標量から減少させることができる。

③　特定石油精製業者は、当年度におけるバイオエタノールの利用の目標量を超えてバイオエタノールを利用した場合、当該目標量を超えて利用した数量を次年度における利用の目標量の達成のために繰り越すことができる。なお、次年度に繰り越された数量については、繰り越された次年度においてのみ利用の目標量の達成のために算定することができる。

④　特定石油精製業者は、当年度におけるバイオエタノールの利用の目標量を達成できない正当な理由がある場合、経済産業大臣に当年度中にその旨の届出をした上で、次年度の利用の目標量を増加させることにより、その増加させる数量に相当する数量を当年度の利用の目標量から減少させることができる。ただし、当年度の利用の目標量から減少させることができる数量は、当年度の利用の目標量の20パーセントに相当する数量を上限とする。

⑷　経済産業大臣は、バイオエタノールの供給に関して、３．⑵による報告を受けたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、バイオエタノールの利用の目標量の引下げその他の緊急時に石油精製業者がとるべき措置について告示をするものとし、石油精製業者は当該告示を踏まえて、必要な対応をとるものとする。

備考

ⅰ）揮発油の製造をして供給する事業の全部の譲り渡し又は揮発油の製造をして供給する事業を行う者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）による承継があったときは、当該事業を譲り渡した者又は相続等を行った当該事業を行う者が製造し供給した揮発油の供給量を、当該事業を譲り受けた者又は当該事業を行う者について相続等を受けた者が製造し供給した揮発油の供給量とみなすものとする。

ⅱ）製造し供給する揮発油の供給量が令第７条第３号で規定する要件に該当しない石油精製業者であっても、前事業年度における揮発油の製造量（第三者から受託して製造した量を含み、第三者に委託して製造した量又は輸入した量若しくは第三者に委託して輸入した量を除く。）が60万キロリットル以上である者に委託して製造しているものについては、特定石油精製業者とみなすものとする。

ⅲ）１．⑵において、当年度の特定石油精製業者のバイオエタノールの利用の目標量の算出に当たっては、前々年度におけるすべての特定石油精製業者の揮発油の供給量の総計について、経済産業省が示す値を用いるものとする。

ⅳ）グループ会社とは、親子関係にある複数の石油精製業者（株式所有の比率等により、事業者間の取引が実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められる複数の石油精製業者を含む。）又は共通の石油元売会社等と親子関係にある複数の石油精製業者をいう。

ⅴ）揮発油へのバイオエタノールの混和については、バイオエタノールを直接揮発油に混和する方式と、バイオエタノールから合成したエチルターシャリーブチルエーテルを揮発油に混和する方式のいずれの方式も採ることができる。

ⅵ）特定石油精製業者は、草本、木本等のセルロースを原料として製造されたバイオエタノールについては、バイオエタノールの利用の目標量の達成のための算定において、その利用量を２倍にして計上することができる。

２．ＧＨＧ排出量の算定及び削減の基準について

⑴　石油精製業者は、バイオエタノールについて、ライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment。以下「ＬＣＡ」という。）での温室効果ガス（Green House Gas。以下「ＧＨＧ」という。）の排出量（以下「ＬＣＡでのＧＨＧ排出量」という。）を算出し、バイオエタノールのうち、⑶のＧＨＧ排出量削減基準を満たすものを利用するよう努めなければならない。また、特定石油精製業者が、バイオエタノールの利用の目標量を達成するために利用するバイオエタノールについては、当該ＧＨＧ排出量削減基準を満たすものに限ることとする。

⑵　石油精製業者は、バイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量を算出する場合には、以下の方法のいずれかによるものとする。

①　算定式を用いて算出する方法

バイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量は、別表１に定める算定式に基づいて算出するものとする。

②　既定値を用いて算出する方法

別表２においてＬＣＡでのＧＨＧ排出量の構成要素の値が既定値として定められている一部のバイオエタノールについては、当該既定値の合計をＬＣＡでのＧＨＧ排出量とすることができる（ただし、別表２に示されているバイオエタノールの原料及び原産国の条件を満たすことを確認したバイオエタノールに限る。）。

なお、別表１に定める算定式中の構成要素の値として別表２に示す既定値を代入することにより算出した値を、バイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量とすることもできる。